特約条項

（譲受人の自己都合による契約変更または契約解除（キャンセル））

第１条　譲受人は、譲与人が本物品を譲受人に引き渡しを催告するまでは、自己都合により本契約の変更または解除を申し出ることができる。この場合において、譲与人は、譲受人に対し、譲与人が本契約の履行のために負担した費用を請求することができる。